

科目名	受講クラス	学籍番号	氏名	採点
R3 刑法①				43

設問1 6/25

第1 下線部①の差押え(以下、「差押え①」とする。)の適法性

1. P5は、捜査差押許可状に基づき差押え①を行っている(刑事訴訟法 218条1項, 222条1項前段・99条1項, 民法35条)。

(1) 差押え①が適法であるためには、差押え①をするにあたり「正当な理由」があることを要する。

差押え①の被害事案は、甲と乙及びその他氏名不明者による本件住居侵入強盗である。実行行為者である甲は、乙の指示により本件住居侵入強盗の実行行為に出たと供述している。さらに、甲が本件住居侵入強盗により得た500万円の被害金は、乙を通じて指定暴力団 丙組に貢がれていると甲は供述している。そのため、本件強盗(住居侵入強盗)は、甲、乙及び丙組の何者かの共謀に基づいて行われたものと考えられる。

そして、甲と乙がアジトとして使用していたAビル21号室から、丙組の幹部丁の名刺が発見されたという事実から、甲・乙と丁の間に交流があったことも推察される。

これらの事実から、本件強盗(住居侵入強盗)は、甲、乙、丙組の幹部乙の共謀に基づき行われたものと推察できる。

したがって、丙組若頭丁と印刷された丙組の幹部丁の名刺は、本件住居侵入強盗における共謀の存在を推察させる証拠であるといえる。から、本件住居侵入強盗と関連性を有するものとして、「正当な理由」がある。

(2) 丙組幹部丁の名刺は、本件住居侵入強盗を立証する証拠であり、重要な証拠となり、これを差押えることにより乙が不利益を被るとして、乙の差押えを要する。不利益はさほど認められないから、差押え①を要する性も

認められる。

2. よって、差押え①は適法である。

第2. 下線部②の差押え(以下、「差押え②」とする。)の適法性。 1/20

1. 差押え②も、捜査差押許可状に基づき行われている。

(1) まず、差押え②に際して「正当な理由」は認められるか。

Pらが差押えた白色USBメモリ(本及び黒色USBメモリ(本は、電磁的記録媒体(本として、捜査差押許可状の差押対象物に記載されている。しかし、Pらはこれら2本についていずれもその内容を確認することなく差押えている。そこで、このように被疑事実との関連性を確認することなく差押えを行うことが許されるかが問題となる。

ア. 情報は無体物であるから、情報についてその記録媒体が差押対象となる。

しかし、電磁的記録媒体には可視性・可読性がないため、その内容を確認して、被疑事実との関連性の有無を判断してから差押えを行うのが原則である。

もっとも、電磁的記録媒体(本は、現場で中身を確認しては証拠が損壊される危険が高く、また、中身の確認には高度な専門的知識を要する。そこで、現場で電磁的記録媒体(本に被疑事実に関連する証拠が存在する蓋然性がある現場で内容を確認すれば証拠が破壊・隠滅される危険が高い場合には、電磁的記録媒体(本に被疑事実に関連する証拠が存在する蓋然性が認められれば、一応の関連性が認められるとして、内容を確認せずにこれを差押えることも許されると解する。

→ 仮定7 証拠の存在の可視性

イ. 本件住宅侵入強盗の実行行為者である甲は、Aビル21号室をアジトとしており、そのアジトには、強盗のターゲットとなる2人の名簿データが保存されているUSBメモリがあると供述している。このような甲の供述をみると、Pらが発見した黒色USBメモリ(本と白色USBメモリ(本には、その両方又はいずれかにVに関する名簿データ

※解答は左ページから書き始めてください。

2 ページ

裏面へ

データが存在する蓋然性がある。Pは、これら2本のUSBメモリの内容を確認して、本件住居侵入強盗との関連性があると判断した上で、差押えを行うのがその本来の方法であると述べた。そして、Zは、Pにパスワードを教えてその内容を確認するよう求めている。しかし、Zが教えたパスワードは、「2222」という数字4桁であり、甲が事前にパスワードは8桁の数字であると伝えていることから推測され、この情報と矛盾する。そのため、Zのこのパスワードは虚偽であり、Zの発言通りにUSBメモリのパスワードを入力した場合、初期化されてデータが隠滅される危険が高かったといえる。したがって、Pがその内容を確認することなく差押えを行ったことも、~~許容~~一定の関連性があるものとして許容される。

(2) USBメモリ2本はいずれも本件住居侵入強盗の重要な証拠物であり、これを差押えることに~~さほど~~不利益を~~認め~~さほど大きくないから、差押え(2)の必要性を認められる。

(3) Pは、差押え(2)の翌日直ちに2本のUSBメモリの内容を確認し、本件住居侵入強盗に関連するデータが保存されている白色USBメモリについてはZに提出している以上、差押え(2)の捜査手続はZに不当な不利益を~~結果~~生じたとはいえない。

2. よって、差押え(2)は適法である。

設問2.

第1. 小問1. 10/25

1. 本件メモリが伝聞言証拠(刑事訴訟法320条1項)にあたるため、その言証拠能力は認められない。

(1) 供述証拠は、知覚・記憶・叙述の過程を経て証拠化されるものである。

が、各過程において言及りが介入するおそれがあるため、反対尋問等の方法によりその内容の正確性を今も確認する必要がある。しかし、公判廷外において(其述は、反対尋問等)の機会を与えられていないため、裁判官の事実認定を誤らせる危険がある。そこで同項には「公判廷外」の言及能力を否定しているのか? 趣旨にておせよ。(元「公判廷外」とは、公判廷外における其述内容) その内容の正確性を今も確認する必要がある。また、その言及も、公判廷外における(其述内容)とすものであって、要証事実との関係とその内容の真実性が問題となすものという理解される。

(2) 本件メモには、公判廷外において乙が作成したものであるから、公判廷外における乙の(其述)と内容とする。

本件メモの記載された内容についてみると、まず、Vの住所や生年月日、家族関係、金銭の貯金額が記載されたものと考えられる。そして、本件メモに記載された内容は、本件住居侵入強盗における被害者Vの情状と一致する。さらに、本件メモの後半部分には、実行に用いた道具やその方法について記載されたものと考えられるが、その記載内容も、本件住居侵入強盗における実行行為者甲が用いた道具及び方法と一致する。

本件住居侵入強盗の被害者やその手法、これに用いた道具の一切を詳細に知ることができるとは、X以外にはその共犯者しかありえない。

そうだとすると、本件メモ乙が作成した本件メモが存在するという事実それ自体によって、甲乙間における共謀の事実を推認することができるとは、
て、本件メモには、検察官の立証しようとする甲乙間における共謀の事実を要証事実とすべし、その内容の真実性は問題とならない。

2. よって、本件メモには(元「公判廷外」)とあるが、証言能力が認められる。

① 8

②

③ 2

479
作成時期は
大正11

→ 計画に
集った作成
工作は相模
工舎

$\rightarrow 212$
B. 133

通票子

结构不同

科目名	受講クラス	学籍番号	採点
R3刑4②			

第2 本件 小問2

10/30

1. 本件×モ2が(元)明証地にあつたこと(甲)の言証能力は認められない。

内証!!

(1) 本件×モ2は、甲が施錠された引き出し内において甲使用の手帳に発見されたものである。施錠された引き出しについては甲以外の者がこれを(使用)すること(乙)が難いといえる。本件×モ2は、甲が作成したものと認められる。そこで、本件×モ2は、公判廷外における甲の供述を内容としたものである。

(2) そして、本件×モ2には「乙から指示されたこと」という記載と共に、本件(住居侵入強盗)のターゲット及びその方法、これに用いた道具の記載がなされている。Qは、甲乙間の関係において本件(住居侵入強盗)に関する共謀が存在すること(立証)を旨としているから、その要証事実(本件(住居侵入強盗)における甲乙間の共謀の事実)であるとして、甲乙間の共謀の事実を立証するために、その前提として本件×モ2に記載された「乙から指示されたこと」という記載が、これに用いられた「乙から指示されたこと」という内容が真実であることが前提となる。

したがって、本件×モ2は、要証事実の(関係)の真実性は問題となる。

(3) よって、本件×モ2は(元)明証地にあつたこと(甲)の言証能力は認められない(原則)である。

2. もっとも、(元)明証地(元)明証地)の要件をみたせば言証能力が認められる。

(1) 甲は、乙との関係は第三者といえるので、刑事訴訟法 321条(項)3号の要件をみたすから、(元)明証地として本件×モ2に言証能力が認められる。

(2) 同号の供述不能の要件は、供述不能の場面を(例示)したものと解される。よって、証人の証言拒絶は、証人死滅の場合と同視できるから、(供

① 0

乙の証言を(甲乙間の共謀)を要する

② 2

③ 0

④ 2

⑤ 1

⑥ 1/2

述不能の要件を満たすと解される。本件でも、甲は ~~乙~~ 乙との共謀に関し一切の真言を拒絶しており、(反述不能の要件を満たす。

(3) 乙は、甲との共謀を否認しており、甲も真言拒絶をしている。さらに、本件×モ2以外に甲乙間の共謀を真言認するような事実は存在しない。したがって本件×モ2は犯罪事実の証明に欠くことができないといえる。

(4) 本件×モ2は甲が自発的に1人で作成したものであると考えられる以上、特に信用すべき状況の下で作成されたものといえる。

3. 以上より、(2)期間内何らかの要件を満たすので、本件×モ2の証拠能力は認められる。

以上

⑦ 1/7

⑧ 0

⑨ 1/2

⑩ 0

⑪ 1/7

⑫ 1

※解答は左ページから書き始めてください。

6 ページ

裏面へ

第1 設問1

63/100

1. ①の差押えについて

7/25

(1) ①は、令状に基づくものである。令状に基づく物の差押えは、適法と認められる。①対象物が令状記載の物であるに該当し(憲法35条、刑事訴訟法(以下略)219条1項)から、②被疑事実との関連性(22条1項、99条1項)を有するものではないからではない。

③2, ④2

(2) ①について、

本件差押えの対象となるのは名利であるが、名利は本件捜査差押えの対象と許可状に記載されている。

⑤1

(3) ①について、

本件の被疑事実とは甲が、乙及び丙(各不詳者)と共謀し、本件住居侵入強盗に及んだことである。ところが、丁は、本件住居侵入強盗被疑事実とは関連性がないとも思える。内証の所在が違ふ

しかし、本件住居侵入強盗は、電話で予告した、屋敷の事実と並び、言葉巧みに現金の保管場所を聞き出し、その後、銀行職員を装って家に訪れ、聞き出した保管場所から現金を盗取したというものである。どうなの!!

このような犯行を遂行したことは、一定規模の組織性を備えていることが推測される。そして、実際に警察は、甲から、この背後には、指定暴力団である両組がいる、これはその幹部に、犯行で得た金の一部を貢いだという供述を得ている。

したがって、令状に記載された「各不詳者」とは、両組の幹部

これはいかに見られ、両組の幹部 2人、丁の、両組若頭丁と記載
した。本件裁判には、本件被疑事実との関連性が認められ
たといふ。

14) よ、2、①令状記載物件に該当し、②被疑事実との関連性が
認められたため、①の差押えは適法である。

2. ②の差押えについて 16/20

(1) 本件差押えの対象となるのは、USBメモリ 2本である。

本件令状記載物件の「電磁的記録媒体」に該当する(①)。

(2) これは被疑事実との関連性が認められる(②)。

P. 本件に、Pは、この場合、USBメモリの内容を確認するに
なく差押えしているから問題となる。

1. 捜索差押許可状に、物の明記が要求された趣旨は、
捜査機関に対し、権限の範囲を周知させて恣意を防ぎ、
一般的捜索差押を禁止し、被処分者のプライバシーや財産権等の
人権を保障することと、被害者に対する限度を明示して
権利伸張の便宜を図る点にある。

そうすると、差押対象物を被疑事実との関連性の有無
を確認することなく差押えすることは、原則として許され
ない。

また、USBのような電磁的記録媒体の場合には、
直接的な可視性・可読性がなく、内容確認が困難なう
え、キーボード操作の瞬間時に消去等ができて、罪証隠滅
が容易であるという特殊性を考慮する必要がある。

③ 4

काल

1 = 12

11-17-18

11

(1)から、実際に記録されたことをその場と確認していたという情報は
を記録された危険がある場合といえる。 (5) 6/6

(3) 以上から、その場と内容を確認せずとも得た事実との関連性
が認められるといえる。 (2) は ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ㏀ ㏁ ㏂ ㏃ ㏄ ㏅ ㏆ ㏇ ㏈ ㏉ ㏊ ㏋ ㏌ ㏍ ㏎ ㏏ ㏐ ㏑ ㏒ ㏓ ㏔ ㏕ ㏖ ㏗ ㏘ ㏙ ㏚ ㏛ ㏜ ㏝ ㏞ ㏟ ㏠ ㏡ ㏢ ㏣ ㏤ ㏥ ㏦ ㏧ ㏨ ㏩ ㏪ ㏫ ㏬ ㏭ ㏮ ㏯ ㏰ ㏱ ㏲ ㏳ ㏴ ㏵ ㏶ ㏷ ㏸ ㏹ ㏺ ㏻ ㏼ ㏽ ㏾ ㏿ 㐀 㐁 㐂 㐃 㐄 㐅 㐆 㐇 㐈 㐉 㐊 㐋 㐌 㐍 㐎 㐏 㐐 㐑 㐒 㐓 㐔 㐕 㐖 㐗 㐘 㐙 㐚 㐛 㐜 㐝 㐞 㐟 㐠 㐡 㐢 㐣 㐤 㐥 㐦 㐧 㐨 㐩 㐪 㐫 㐬 㐭 㐮 㐯 㐰 㐱 㐲 㐳 㐴 㐵 㐶 㐷 㐸 㐹 㐺 㐻 㐼 㐽 㐾 㐿 㑀 㑁 㑂 㑃 㑄 㑅 㑆 㑇 㑈 㑉 㑊 㑋 㑌 㑍 㑎 㑏 㑐 㑑 㑒 㑓 㑔 㑕 㑖 㑗 㑘 㑙 㑚 㑛 㑜 㑝 㑞 㑟 㑠 㑡 㑢 㑣 㑤 㑥 㑦 㑧 㑨 㑩 㑪 㑫 㑬 㑭 㑮 㑯 㑰 㑱 㑲 㑳 㑴 㑵 㑶 㑷 㑸 㑹 㑺 㑻 㑼 㑽 㑾 㑿 㒀 㒁 㒂 㒃 㒄 㒅 㒆 㒇 㒈 㒉 㒊 㒋 㒌 㒍 㒎 㒏 㒐 㒑 㒒 㒓 㒔 㒕 㒖 㒗 㒘 㒙 㒚 㒛 㒜 㒝 㒞 㒟 㒠 㒡 㒢 㒣 㒤 㒥 㒦 㒧 㒨 㒩 㒪 㒫 㒬 㒭 㒮 㒯 㒰 㒱 㒲 㒳 㒴 㒵 㒶 㒷 㒸 㒹 㒺 㒻 㒼 㒽 㒾 㒿 㓀 㓁 㓂 㓃 㓄 㓅 㓆 㓇 㓈 㓉 㓊 㓋 㓌 㓍 㓎 㓏 㓐 㓑 㓒 㓓 㓔 㓕 㓖 㓗 㓘 㓙 㓚 㓛 㓜 㓝 㓞 㓟 㓠 㓡 㓢 㓣 㓤 㓥 㓦 㓧 㓨 㓩 㓪 㓫 㓬 㓭 㓮 㓯 㓰 㓱 㓲 㓳 㓴 㓵 㓶 㓷 㓸 㓹 㓺 㓻 㓼 㓽 㓾 㓿 㔀 㔁 㔂 㔃 㔄 㔅 㔆 㔇 㔈 㔉 㔊 㔋 㔌 㔍 㔎 㔏 㔐 㔑 㔒 㔓 㔔 㔕 㔖 㔗 㔘 㔙 㔚 㔛 㔜 㔝 㔞 㔟 㔠 㔡 㔢 㔣 㔤 㔥 㔦 㔧 㔨 㔩 㔪 㔫 㔬 㔭 㔮 㔯 㔰 㔱 㔲 㔳 㔴 㔵 㔶 㔷 㔸 㔹 㔺 㔻 㔼 㔽 㔾 㔿 㕀 㕁 㕂 㕃 㕄 㕅 㕆 㕇 㕈 㕉 㕊 㕋 㕌 㕍 㕎 㕏 㕐 㕑 㕒 㕓 㕔 㕕 㕖 㕗 㕘 㕙 㕚 㕛 㕜 㕝 㕞 㕟 㕠 㕡 㕢 㕣 㕤 㕥 㕦 㕧 㕨 㕩 㕪 㕫 㕬 㕭 㕮 㕯 㕰 㕱 㕲 㕳 㕴 㕵 㕶 㕷 㕸 㕹 㕺 㕻 㕼 㕽 㕾 㕿 㖀 㖁 㖂 㖃 㖄 㖅 㖆 㖇 㖈 㖉 㖊 㖋 㖌 㖍 㖎 㖏 㖐 㖑 㖒 㖓 㖔 㖕 㖖 㖗 㖘 㖙 㖚 㖛 㖜 㖝 㖞 㖟 㖠 㖡 㖢 㖣 㖤 㖥 㖦 㖧 㖨 㖩 㖪 㖫 㖬 㖭 㖮 㖯 㖰 㖱 㖲 㖳 㖴 㖵 㖶 㖷 㖸 㖹 㖺 㖻 㖼 㖽 㖾 㖿 㗀 㗁 㗂 㗃 㗄 㗅 㗆 㗇 㗈 㗉 㗊 㗋 㗌 㗍 㗎 㗏 㗐 㗑 㗒 㗓 㗔 㗕 㗖 㗗 㗘 㗙 㗚 㗛 㗜 㗝 㗞 㗟 㗠 㗡 㗢 㗣 㗤 㗥 㗦 㗧 㗨 㗩 㗪 㗫 㗬 㗭 㗮 㗯 㗰 㗱 㗲 㗳 㗴 㗵 㗶 㗷 㗸 㗹 㗺 㗻 㗼 㗽 㗾 㗿 㘀 㘁 㘂 㘃 㘄 㘅 㘆 㘇 㘈 㘉 㘊 㘋 㘌 㘍 㘎 㘏 㘐 㘑 㘒 㘓 㘔 㘕 㘖 㘗 㘘 㘙 㘚 㘛 㘜 㘝 㘞 㘟 㘠 㘡 㘢 㘣 㘤 㘥 㘦 㘧 㘨 㘩 㘪 㘫 㘬 㘭 㘮 㘯 㘰 㘱 㘲 㘳 㘴 㘵 㘶 㘷 㘸 㘹 㘺 㘻 㘼 㘽 㘾 㘿 㙀 㙁 㙂 㙃 㙄 㙅 㙆 㙇 㙈 㙉 㙊 㙋 㙌 㙍 㙎 㙏 㙐 㙑 㙒 㙓 㙔 㙕 㙖 㙗 㙘 㙙 㙚 㙛 㙜 㙝 㙞 㙟 㙠 㙡 㙢 㙣 㙤 㙥 㙦 㙧 㙨 㙩 㙪 㙫 㙬 㙭 㙮 㙯 㙰 㙱 㙲 㙳 㙴 㙵 㙶 㙷 㙸 㙹 㙺 㙻 㙼 㙽 㙾 㙿 㚀 㚁 㚂 㚃 㚄 㚅 㚆 㚇 㚈 㚉 㚊 㚋 㚌 㚍 㚎 㚏 㚐 㚑 㚒 㚓 㚔 㚕 㚖 㚗 㚘 㚙 㚚 㚛 㚜 㚝 㚞 㚟 㚠 㚡 㚢 㚣 㚤 㚥 㚦 㚧 㚨 㚩 㚪 㚫 㚬 㚭 㚮 㚯 㚰 㚱 㚲 㚳 㚴 㚵 㚶 㚷 㚸 㚹 㚺 㚻 㚼 㚽 㚾 㚿 㜀 㜁 㜂 㜃 㜄 㜅 㜆 㜇 㜈 㜉 㜊 㜋 㜌 㜍 㜎 㜏 㜐 㜑 㜒 㜓 㜔 㜕 㜖 㜗 㜘 㜙 㜚 㜛 㜜 㜝 㜞 㜟 㜠 㜡 㜢 㜣 㜤 㜥 㜦 㜧 㜨 㜩 㜪 㜫 㜬 㜭 㜮 㜯 㜰 㜱 㜲 㜳 㜴 㜵 㜶 㜷 㜸 㜹 㜺 㜻 㜼 㜽 㜾 㜿 㝀 㝁 㝂 㝃 㝄 㝅 㝆 㝇 㝈 㝉 㝊 㝋 㝌 㝍 㝎 㝏 㝐 㝑 㝒 㝓 㝔 㝕 㝖 㝗 㝘 㝙 㝚 㝛 㝜 㝝 㝞 㝟 㝠 㝡 㝢 㝣 㝤 㝥 㝦 㝧 㝨 㝩 㝪 㝫 㝬 㝭 㝮 㝯 㝰 㝱 㝲 㝳 㝴 㝵 㝶 㝷 㝸 㝹 㝺 㝻 㝼 㝽 㝾 㝿 㞀 㞁 㞂 㞃 㞄 㞅 㞆 㞇 㞈 㞉 㞊 㞋 㞌 㞍 㞎 㞏 㞐 㞑 㞒 㞓 㞔 㞕 㞖 㞗 㞘 㞙 㞚 㞛 㞜 㞝 㞞 㞟 㞠 㞡 㞢 㞣 㞤 㞥 㞦 㞧 㞨 㞩 㞪 㞫 㞬 㞭 㞮 㞯 㞰 㞱 㞲 㞳 㞴 㞵 㞶 㞷 㞸 㞹 㞺 㞻 㞼 㞽 㞾 㞿 㟀 㟁 㟂 㟃 㟄 㟅 㟆 㟇 㟈 㟉 㟊 㟋 㟌 㟍 㟎 㟏 㟐 㟑 㟒 㟓 㟔 㟕 㟖 㟗 㟘 㟙 㟚 㟛 㟜 㟝 㟞 㟟 㟠 㟡 㟢 㟣 㟤 㟥 㟦 㟧 㟨 㟩 㟪 㟫 㟬 㟭 㟮 㟯 㟰 㟱 㟲 㟳 㟴 㟵 㟶 㟷 㟸 㟹 㟺 㟻 㟼 㟽 㟾 㟿 㠀 㠁 㠂 㠃 㠄 㠅 㠆 㠇 㠈 㠉 㠊 㠋 㠌 㠍 㠎 㠏 㠐 㠑 㠒 㠓 㠔 㠕 㠖 㠗 㠘 㠙 㠚 㠛 㠜 㠝 㠞 㠟 㠠 㠡 㠢 㠣 㠤 㠥 㠦 㠧 㠨 㠩 㠪 㠫 㠬 㠭 㠮 㠯 㠰 㠱 㠲 㠳 㠴 㠵 㠶 㠷 㠸 㠹 㠺 㠻 㠼 㠽 㠾 㠿 㡀 㡁 㡂 㡃 㡄 㡅 㡆 㡇 㡈 㡉 㡊 㡋 㡌 㡍 㡎 㡏 㡐 㡑 㡒 㡓 㡔 㡕 㡖 㡗 㡘 㡙 㡚 㡛 㡜 㡝 㡞 㡟 㡠 㡡 㡢 㡣 㡤 㡥 㡦 㡧 㡨 㡩 㡪 㡫 㡬 㡭 㡮 㡯 㡰 㡱 㡲 㡳 㡴 㡵 㡶 㡷 㡸 㡹 㡺 㡻 㡼 㡽 㡾 㡿 㢀 㢁 㢂 㢃 㢄 㢅 㢆 㢇 㢈 㢉 㢊 㢋 㢌 㢍 㢎 㢏 㢐 㢑 㢒 㢓 㢔 㢕 㢖 㢗 㢘 㢙 㢚 㢛 㢜 㢝 㢞 㢟 㢠 㢡 㢢 㢣 㢤 㢥 㢦 㢧 㢨 㢩 㢪 㢫 㢬 㢭 㢮 㢯 㢰 㢱 㢲 㢳 㢴 㢵 㢶 㢷 㢸 㢹 㢺 㢻 㢼 㢽 㢾 㢿 㣀 㣁 㣂 㣃 㣄 㣅 㣆 㣇 㣈 㣉 㣊 㣋 㣌 㣍 㣎 㣏 㣐 㣑 㣒 㣓 㣔 㣕 㣖 㣗 㣘 㣙 㣚 㣛 㣜 㣝 㣞 㣟 㣠 㣡 㣢 㣣 㣤 㣥 㣦 㣧 㣨 㣩 㣪 㣫 㣬 㣭 㣮 㣯 㣰 㣱 㣲 㣳 㣴 㣵 㣶 㣷 㣸 㣹 㣺 㣻 㣼 㣽 㣾 㣿 㤀 㤁 㤂 㤃 㤄 㤅 㤆 㤇 㤈 㤉 㤊 㤋 㤌 㤍 㤎 㤏 㤐 㤑 㤒 㤓 㤔 㤕 㤖 㤗 㤘 㤙 㤚 㤛 㤜 㤝 㤞 㤟 㤠 㤡 㤢 㤣 㤤 㤥 㤦 㤧 㤨 㤩 㤪 㤫 㤬 㤭 㤮 㤯 㤰 㤱 㤲 㤳 㤴 㤵 㤶 㤷 㤸 㤹 㤺 㤻 㤼 㤽 㤾 㤿 㥀 㥁 㥂 㥃 㥄 㥅 㥆 㥇 㥈 㥉 㥊 㥋 㥌 㥍 㥎 㥏 㥐 㥑 㥒 㥓 㥔 㥕 㥖 㥗 㥘 㥙 㥚 㥛 㥜 㥝 㥞 㥟 㥠 㥡 㥢 㥣 㥤 㥥 㥦 㥧 㥨 㥩 㥪 㥫 㥬 㥭 㥮 㥯 㥰 㥱 㥲 㥳 㥴 㥵 㥶 㥷 㥸 㥹 㥺 㥻 㥼 㥽 㥾 㥿 㦀 㦁 㦂 㦃 㦄 㦅 㦆 㦇 㦈 㦉 㦊 㦋 㦌 㦍 㦎 㦏 㦐 㦑 㦒 㦓 㦔 㦕 㦖 㦗 㦘 㦙 㦚 㦛 㦜 㦝 㦞 㦟 㦠 㦡 㦢 㦣 㦤 㦥 㦦 㦧 㦨 㦩 㦪 㦫 㦬 㦭 㦮 㦯 㦰 㦱 㦲 㦳 㦴 㦵 㦶 㦷 㦸 㦹 㦺 㦻 㦼 㦽 㦾 㦿 㧀 㧁 㧂 㧃 㧄 㧅 㧆 㧇 㧈 㧉 㧊 㧋 㧌 㧍 㧎 㧏 㧐 㧑 㧒 㧓 㧔 㧕 㧖 㧗 㧘 㧙 㧚 㧛 㧜 㧝 㧞 㧟 㧠 㧡 㧢 㧣 㧤 㧥 㧦 㧧 㧨 㧩 㧪 㧫 㧬 㧭 㧮 㧯 㧰 㧱 㧲 㧳 㧴 㧵 㧶 㧷 㧸 㧹 㧺 㧻 㧼 㧽 㧾 㧿 㨀 㨁 㨂 㨃 㨄 㨅 㨆 㨇 㨈 㨉 㨊 㨋 㨌 㨍 㨎 㨏 㨐 㨑 㨒 㨓 㨔 㨕 㨖 㨗 㨘 㨙 㨚 㨛 㨜 㨝 㨞 㨟 㨠 㨡 㨢 㨣 㨤 㨥 㨦 㨧 㨨 㨩 㨪 㨫 㨬 㨭 㨮 㨯 㨰 㨱 㨲 㨳 㨴 㨵 㨶 㨷 㨸 㨹 㨺 㨻 㨼 㨽 㨾 㨿 㩀 㩁 㩂 㩃 㩄 㩅 㩆 㩇 㩈 㩉 㩊 㩋 㩌 㩍 㩎 㩏 㩐 㩑 㩒 㩓 㩔 㩕 㩖 㩗 㩘 㩙 㩚 㩛 㩜 㩝 㩞 㩟 㩠 㩡 㩢 㩣 㩤 㩥 㩦 㩧 㩨 㩩 㩪 㩫 㩬 㩭 㩮 㩯 㩰 㩱 㩲 㩳 㩴 㩵 㩶 㩷 㩸 㩹 㩺 㩻 㩼 㩽 㩾 㩿 㪀 㪁 㪂 㪃 㪄 㪅 㪆 㪇 㪈 㪉 㪊 㪋 㪌 㪍 㪎 㪏 㪐 㪑 㪒 㪓 㪔 㪕 㪖 㪗 㪘 㪙 㪚 㪛 㪜 㪝 㪞 㪟 㪠 㪡 㪢 㪣 㪤 㪥 㪦 㪧 㪨 㪩 㪪 㪫 㪬 㪭 㪮 㪯 㪰 㪱 㪲 㪳 㪴 㪵 㪶 㪷 㪸 㪹 㪺 㪻 㪼 㪽 㪾 㪿 㫀 㫁 㫂 㫃 㫄 㫅 㫆 㫇 㫈 㫉 㫊 㫋 㫌 㫍 㫎 㫏 㫐 㫑 㫒 㫓 㫔 㫕 㫖 㫗 㫘 㫙 㫚 㫛 㫜 㫝 㫞 㫟 㫠 㫡 㫢 㫣 㫤 㫥 㫦 㫧 㫨 㫩 㫪 㫫 㫬 㫭 㫮 㫯 㫰 㫱 㫲 㫳 㫴 㫵 㫶 㫷 㫸 㫹 㫺 㫻 㫼 㫽 㫾 㫿 㬀 㬁 㬂 㬃 㬄 㬅 㬆 㬇 㬈 㬉 㬊 㬋 㬌 㬍 㬎 㬏 㬐 㬑 㬒 㬓 㬔 㬕 㬖 㬗 㬘 㬙 㬚 㬛 㬜 㬝 㬞 㬟 㬠 㬡 㬢 㬣 㬤 㬥 㬦 㬧 㬨 㬩 㬪 㬫 㬬 㬭 㬮 㬯 㬰 㬱 㬲 㬳 㬴 㬵 㬶 㬷 㬸 㬹 㬺 㬻 㬼 㬽 㬾 㬿 㭀 㭁 㭂 㭃 㭄 㭅 㭆 㭇 㭈 㭉 㭊 㭋 㭌 㭍 㭎 㭏 㭐 㭑 㭒 㭓 㭔 㭕 㭖 㭗 㭘 㭙 㭚 㭛 㭜 㭝 㭞 㭟 㭠 㭡 㭢 㭣 㭤 㭥 㭦 㭧 㭨 㭩 㭪 㭫 㭬 㭭 㭮 㭯 㭰 㭱 㭲 㭳 㭴 㭵 㭶 㭷 㭸 㭹 㭺 㭻 㭼 㭽 㭾 㭿 㮀 㮁 㮂 㮃 㮄 㮅 㮆 㮇 㮈 㮉 㮊 㮋 㮌 㮍 㮎 㮏 㮐 㮑 㮒 㮓 㮔 㮕 㮖 㮗 㮘 㮙 㮚 㮛 㮜 㮝 㮞 㮟 㮠 㮡 㮢 㮣 㮤 㮥 㮦 㮧 㮨 㮩 㮪 㮫 㮬 㮭 㮮 㮯 㮰 㮱 㮲 㮳 㮴 㮵 㮶 㮷 㮸 㮹 㮺 㮻 㮼 㮽 㮾 㮿 㯀 㯁 㯂 㯃 㯄 㯅 㯆 㯇 㯈 㯉 㯊 㯋 㯌 㯍 㯎 㯏 㯐 㯑 㯒 㯓 㯔 㯕 㯖 㯗 㯘 㯙 㯚 㯛 㯜 㯝 㯞 㯟 㯠 㯡 㯢 㯣 㯤 㯥 㯦 㯧 㯨 㯩 㯪 㯫 㯬 㯭 㯮 㯯 㯰 㯱 㯲 㯳 㯴 㯵 㯶 㯷 㯸 㯹 㯺 㯻 㯼 㯽 㯾 㯿 㰀 㰁 㰂 㰃 㰄 㰅 㰆 㰇 㰈 㰉 㰊 㰋 㰌 㰍 㰎 㰏 㰐 㰑 㰒 㰓 㰔 㰕 㰖 㰗 㰘 㰙 㰚 㰛 㰜 㰝 㰞 㰟 㰠 㰡 㰢 㰣 㰤 㰥 㰦 㰧 㰨 㰩 㰪 㰫 㰬 㰭 㰮 㰯 㰰 㰱 㰲 㰳 㰴 㰵 㰶 㰷 㰸 㰹 㰺 㰻 㰼 㰽 㰾 㰿 㱀 㱁 㱂 㱃 㱄 㱅 㱆 㱇 㱈 㱉 㱊 㱋 㱌 㱍 㱎 㱏 㱐 㱑 㱒 㱓 㱔 㱕 㱖 㱗 㱘 㱙 㱚 㱛 㱜 㱝 㱞 㱟 㱠 㱡 㱢 㱣 㱤 㱥 㱦 㱧 㱨 㱩 㱪 㱫 㱬 㱭 㱮 㱯 㱰 㱱 㱲 㱳 㱴 㱵 㱶 㱷 㱸 㱹 㱺 㱻 㱼 㱽 㱾 㱿 㲀 㲁 㲂 㲃 㲄 㲅 㲆 㲇 㲈 㲉 㲊 㲋 㲌 㲍 㲎 㲏 㲐 㲑 㲒 㲓 㲔 㲕 㲖 㲗 㲘 㲙 㲚 㲛 㲜 㲝 㲞 㲟 㲠 㲡 㲢 㲣 㲤 㲥 㲦 㲧 㲨 㲩 㲪 㲫 㲬 㲭 㲮 㲯 㲰 㲱 㲲 㲳 㲴 㲵 㲶 㲷 㲸 㲹 㲺 㲻 㲼 㲽 㲾 㲿 㳀 㳁 㳂 㳃 㳄 㳅 㳆 㳇 㳈 㳉 㳊 㳋 㳌 㳍 㳎 㳏 㳐 㳑 㳒 㳓 㳔 㳕 㳖 㳗 㳘 㳙 㳚 㳛 㳜 㳝 㳞 㳟 㳠 㳡 㳢 㳣 㳤 㳥 㳦 㳧 㳨 㳩 㳪 㳫 㳬 㳭 㳮 㳯 㳰 㳱 㳲 㳳 㳴 㳵 㳶 㳷 㳸 㳹 㳺 㳻 㳼 㳽 㳾 㳿 㴀 㴁 㴂 㴃 㴄 㴅 㴆 㴇 㴈 㴉 㴊 㴋 㴌 㴍 㴎 㴏 㴐 㴑 㴒 㴓 㴔 㴕 㴖 㴗 㴘 㴙 㴚 㴛 㴜 㴝 㴞 㴟 㴠 㴡 㴢 㴣 㴤 㴥 㴦 㴧 㴨 㴩 㴪 㴫 㴬 㴭 㴮 㴯 㴰 㴱 㴲 㴳 㴴 㴵 㴶 㴷 㴸 㴹 㴺 㴻 㴼 㴽 㴾 㴿 㵀 㵁 㵂 㵃 㵄 㵅 㵆 㵇 㵈 㵉 㵊 㵋 㵌 㵍 㵎 㵏 㵐 㵑 㵒 㵓 㵔 㵕 㵖 㵗 㵘 㵙 㵚 㵛 㵜 㵝 㵞 㵟 㵠 㵡 㵢 㵣 㵤 㵥 㵦 㵧 㵨 㵩 㵪 㵫 㵬 㵭 㵮 㵯 㵰 㵱 㵲 㵳 㵴 㵵 㵶 㵷 㵸 㵹 㵺 㵻 㵼 㵽 㵾 㵿 㶀 㶁 㶂 㶃 㶄 㶅 㶆 㶇 㶈 㶉 㶊 㶋 㶌 㶍 㶎 㶏 㶐 㶑 㶒 㶓 㶔 㶕 㶖 㶗 㶘 㶙 㶚 㶛 㶜 㶝 㶞 㶟 㶠 㶡 㶢 㶣 㶤 㶥 㶦 㶧 㶨 㶩 㶪 㶫 㶬 㶭 㶮 㶯 㶰 㶱 㶲 㶳 㶴 㶵 㶶 㶷 㶸 㶹 㶺 㶻 㶼 㶽 㶾 㶿 㷀 㷁 㷂 㷃 㷄 㷅 㷆 㷇 㷈 㷉 㷊 㷋 㷌 㷍 㷎 㷏 㷐 㷑 㷒 㷓 㷔 㷕 㷖 㷗 㷘 㷙 㷚 㷛 㷜 㷝 㷞 㷟 㷠 㷡 㷢 㷣 㷤 㷥 㷦 㷧 㷨 㷩 㷪 㷫 㷬 㷭 㷮 㷯 㷰 㷱 㷲 㷳 㷴 㷵 㷶 㷷 㷸 㷹 㷺 㷻 㷼 㷽 㷾 㷿 㸀 㸁 㸂 㸃 㸄 㸅 㸆 㸇 㸈 㸉 㸊 㸋 㸌 㸍 㸎 㸏 㸐 㸑 㸒 㸓 㸔 㸕 㸖 㸗 㸘 㸙 㸚 㸛 㸜 㸝 㸞 㸟 㸠 㸡 㸢 㸣 㸤 㸥 㸦 㸧 㸨 㸩 㸪 㸫 㸬 㸭 㸮 㸯 㸰 㸱 㸲 㸳 㸴 㸵 㸶 㸷 㸸 㸹 㸺 㸻 㸼 㸽 㸾 㸿 㹀 㹁 㹂 㹃 㹄 㹅 㹆 㹇 㹈 㹉 㹊 㹋 㹌 㹍 㹎 㹏 㹐 㹑 㹒 㹓 㹔 㹕 㹖 㹗 㹘 㹙 㹚 㹛 㹜 㹝 㹞 㹟 㹠 㹡 㹢 㹣 㹤 㹥 㹦 㹧 㹨 㹩 㹪 㹫 㹬 㹭 㹮 㹯 㹰 㹱 㹲 㹳 㹴 㹵 㹶 㹷 㹸 㹹 㹺 㹻 㹼 㹽 㹾 㹿 㺀 㺁 㺂 㺃 㺄 㺅 㺆 㺇 㺈 㺉 㺊 㺋 㺌 㺍 㺎 㺏 㺐 㺑 㺒 㺓 㺔 㺕 㺖 㺗 㺘 㺙 㺚 㺛 㺜 㺝 㺞 㺟 㺠 㺡 㺢 㺣 㺤 㺥 㺦 㺧 㺨 㺩 㺪 㺫 㺬 㺭 㺮 㺯 㺰 㺱 㺲 㺳 㺴 㺵 㺶 㺷 㺸 㺹 㺺 㺻 㺼 㺽 㺾 㺿 㻀 㻁 㻂 㻃 㻄 㻅 㻆 㻇 㻈 㻉 㻊 㻋 㻌 㻍 㻎 㻏 㻐 㻑 㻒 㻓 㻔 㻕 㻖 㻗 㻘 㻙 㻚 㻛 㻜 㻝 㻞 㻟 㻠 㻡 㻢 㻣 㻤 㻥 㻦 㻧 㻨 㻩 㻪 㻫 㻬 㻭 㻮 㻯 㻰 㻱 㻲 㻳 㻴 㻵 㻶 㻷 㻸 㻹 㻺 㻻 㻼 㻽 㻾 㻿 㼀 㼁 㼂 㼃 㼄 㼅 㼆 㼇 㼈 㼉 㼊 㼋 㼌 㼍 㼎 㼏 㼐 㼑 㼒 㼓 㼔 㼕 㼖 㼗 㼘 㼙 㼚 㼛 㼜 㼝 㼞 㼟 㼠 㼡 㼢 㼣 㼤 㼥 㼦 㼧 㼨 㼩 㼪 㼫 㼬 㼭 㼮 㼯 㼰 㼱 㼲 㼳 㼴 㼵 㼶 㼷 㼸 㼹 㼺 㼻 㼼 㼽 㼾 㼿 㽀 㽁 㽂 㽃 㽄 㽅 㽆 㽇 㽈 㽉 㽊 㽋 㽌 㽍 㽎 㽏 㽐 㽑 㽒 㽓 㽔 㽕 㽖 㽗 㽘 㽙 㽚 㽛 㽜 㽝 㽞 㽟 㽠 㽡 㽢 㽣 㽤 㽥 㽦 㽧 㽨 㽩 㽪 㽫 㽬 㽭 㽮 㽯 㽰 㽱 㽲 㽳 㽴 㽵 㽶 㽷 㽸 㽹 㽺 㽻 㽼 㽽 㽾 㽿 㿀 㿁 㿂 㿃 㿄 㿅 㿆 㿇 㿈 㿉 㿊 㿋 㿌 㿍 㿎 㿏 㿐 㿑 㿒 㿓 㿔 㿕 㿖 㿗 㿘 㿙 㿚 㿛 㿜 㿝 㿞 㿟 㿠 㿡 㿢 㿣 㿤 㿥 㿦 㿧 㿨 㿩 㿪 㿫 㿬 㿭 㿮 㿯 㿰 㿱 㿲 㿳 㿴 㿵 㿶 㿷 㿸 㿹 㿺 㿻 㿼 㿽 㿾 㿿 㠀 㠁 㠂 㠃 㠄 㠅 㠆 㠇 㠈 㠉 㠊

立証しようとする要証書は、事件×を1作成時に、2か、3×2の意見なし、訂正に有った事となる。 ← なぜ?? その理由を尋ねる

したがって、訂正にみれば、3の内容、真実性が問題となる(2×4の間)訂正に2×2にも思える。しかし、意見なし訂正に直接は向くものは、知覚・記憶の過程がなく、証人が認めるか否かの類型別に仕分けされる。 ← なぜ、この理由も求めらる子 ③ 2/7 ④ 2/10

(1) したがって、事件×は、(2の間)訂正には2×2になる

(4) よう、事件×は、非(2の間)訂正により訂正能力が認められる。2、(1の間)2、 28/30

(1) 事件×は2か(2の間)訂正に2×2か問題となる。

(2) また、事件×は、~~公判~~公判外における言明の供述である。

次に、事件×は、事件×が行後言明の捜査時に発見されたものである。「2から指示されたこと」としてVの電話で得た情報及び行後計画が~~非~~訂正である。 ① 2

したがって、(2の間)に共謀が存在するかどうかという要証事実との関係において、事件×は2から指示されたこと、3の内容、真実性が問題となる。 ③ 2

(1) したがって、事件×は、(2の間)訂正に該当し、2の訂正人が不同意とする事件×は、(2の間)公判外の要件をみたすことが必要となる。 ③ 2

(3) 事件×は、~~証言~~2以外の言明が作成した供述書であるため、32条1項3号の要件をみたす必要がある。 ④ 2

P. 供述不能について。

「供述不能」とは「証言」とは、前記した、(2の間)等には~~非~~2/27

(により) 誤判を防止するという伝聞法則の趣旨から、伝聞例外は、
このようなケースに代わって伝聞の~~性質~~ 情証的保障のみから、伝聞証
拠を利用すべき必要性が示されるべきと解する。 (5) 2

したがって、同様の死体等は認められ、これと同程度に
供述が困難な場合にあつたば、該肯定といふ。

本件で、甲は、自己の住居侵入強盗の実行については認める旨の証言
をいふから、本件XとZの記載事項Aにその作成経緯を含め、Zと
の供述に開示する事項については、速へい措置が講じられたにも
関わらず、「誰から何と聞かぬようと言ひませし、今後絶対
に証言するに決まらねえ。」と述べ、一切の証言を拒絶して
いふ。甲は、逮捕前から「私がこれら両組のことを警察に告げた
と分かったから私が居たので、調書の作成には応じていませ
ん。」と一貫して供述を拒絶し続けたといふことも、翻案して
証言をするに決まらねえといふ。

(したがって、例示された事項と同程度に供述が困難といふ。
供述不能の要否をみたす。 (6) 2, (7) 7/7

イ. 不可知性について。

不可知性は、当該証言が採用されること、事実認定に着い差異
が生じようとする場合に認めらる。 (8) 1

本件で、本件XとZの記載事項Aにその記載と同一内容のデータのいづれ
かが発見されたら、本件XとZを~~採用~~ 証言に採用するに
て、事実認定に着い差異が生じるといふ。 (9) 2

したがって、不可知性もみたす。

ら、絶対的特信情況について

同要件は、供述内容の信用性を担保する外部の事情から判断
されるべきものである。供述内容は、判断するための資料として
参考することが許されることである。 (10) 1

本件XにZは、甲が、本件犯行を確実に遂行するに必要が
新鮮な状態の、備忘を目的として作成したと主張した。また、
施設された31日以内から発見されたもの、第3者はよび改ざんは
困難といふ。さらに、Zとの交際に関する事項については、自らの
身の危険を案じ、一切の証言を拒絶しているにもかかわらず、
本件XにZは、「Zから指示された」とZの12月5日記載されたこと。
したがって、証言を拒絶したのは、Zの12月5日記載されたこと。

したがって、証言を拒絶していることは、Zの12月5日記載されたこと、
証言を拒絶していることと主張した。したがって、記載内容として、
主張したことは、同要件を4つとする。 (11) 5/7

(4) よって、本件XにZは、31日(頃)の要件を満たし、証言能力が
認められる。 (12) 1

以上。

検定必要
不要

が認めらるることから、推認することができる。

(6) おて、名判は、「本件に関係ある」と認めらるものである。

3. (1) 是打之の必要性について、甲の供述によると、預金の手帳となる人の氏名と電話番号が2の手元にある。今後も同様の住居侵入強盗が行われる以上、阻止しなければならぬ。

また、仮に実行犯者の甲だけ逮捕しても、指図者が存在する限り、また新たに実行犯者を使って犯罪を行う可能性が指図者に認めらる。

これ、乙と丙組との関係は直ちに証明は名判しかなく、乙と丙組の関係について記した甲の供述は調書化してあるから、名判の是打之が必要である。

(2) もとも、①の是打之の必要性があるとしても、是打之は相対的権利と判別するもので、ある以上は無効なわけではない。「相対的」ものであるから、他人の

これ、①は、名判と是打之をたんに過ぎず、名判は自己紹介で使われるものでなく、日中、もういかに過ぎず、乙が日中取り使用するのは、これ以上、権利判別の点からは小さい。

4. 以上お、全状に認めらる。かつ、必要性がある①の是打之は、適法である。

第2. 下級部四の適法性

4/20

1. 第1の1(3)とよめと同じ基準で、②の適法性を検討する。

2. (9)について、是打之②は全状記載の2方で行使(可)と認めらる。

3. (1) (b)について、まず、是打之2つあるUSBメモリ2本は、全状記載の「盗取した2つの物」のうち、「電磁的記録媒体」にあたる。

第

問

不要

(2) 元して、甲の供述によると、強盗のターゲットになる人としてVの名と電話番号がUSBの中に入っているとのことなので、USBの所有者であると思われる。かつ、2本のUSBの所有者は2であると思われる以上、これらからして、2がVを強盗のターゲットにしようとしていたことがUSBの内容からうかがえる。つまり、甲は2が犯罪に指図したと供述すること、USBの内容から、2がVを強盗のターゲットとし、甲に犯罪を実行させたことを推定できる。よって、USB2本は本件に関係するものと思われるものである。

(3) もっとも、USB本体を見ただけでは、USBにVの名、電話番号が入っているか分らず、これが入っているUSBは、本件に関係するものと思われる。

ものではないう以上は要押えておかないので、審判23前に、USBの内容を確認するのが原則として必要であるという。元して実際に要押え入りのUSB11本を要押え入る以上、本件要押え入りの調査で入るものにも入るよう。

しかしながら、甲の供述によると、USBにはパスワードが掛けられており、一度間違えると初期化される以上、その場でUSBの中身を確認することはできないとしている。また、2はパスワードとして4桁の数字を言っているが、甲によるとパスワードは8桁である。2のいうパスワードそうでは、USBの内容が消えてくる可能性がある。2が罪証隠滅を図るおそれがある。2のいうことを信用できない。以上は、一度要押え入る、事案捜査で要押え入る。

元でも2は、内容が不明なUSBについて、その場で内容確認が不可能である。よって、USB2本とも、本件事件に関係する情報の入っている可能性があることからして、USB2本は、本件に関係するものと思われるものである。というので。

4. (1) (c) 要押え入りの要押え入るについて、同様の強盗事件を阻止すること、要押え入る

第

問

が必要である。USBメモリーに、強盗のターゲットとしてVの氏名を記録するかか入っている。2カVをターゲットとしていたことを証明する手段として、USBの差出人が必要である。差出人の

(2) 上記、~~本件~~「相当性」について、本使用のUSBは、本使用である。本件と関係のないことが分かった。2に還付されてあり、2の財産権侵害は、必要最小限の範囲内である。

5. 以上より、全体的に認められ、かつ、必要となる④の差出人は、適法である。

[証明2] 1.

1. (1) ~~320号~~ 320号が伝聞証拠として認められ、公判外供述は、知覚、記憶、表現、叙述といふ伝述過程を経てなされたこと、公判外供述は、伝述過程の信用性判断を要することによる。そこで、

320号が~~証人~~証人としての地位を有する伝聞証拠と見做す。①公判外にある伝述内容と本件内容とを比較し、②公判外伝述の内容を事実と証明するものがある。

(2) もともと、本件メモの内容は、~~2~~ Vの特徴や、犯行内容であり、これを証明しても、甲乙間の争点を明確にしないので、本件メモを伝聞証拠として用いるのは、不適切である。

2. (1) 本件メモと、本件メモの存在を主張するもの、つまり、非伝聞として使うことが考えられる。

(2) 提出される、本件メモの~~提出~~提出日は令和2年8月4日午前10時であり、証拠能力を争うのは、同日午前9時30分の30分前である。

「大要は、犯行前」の作成

いっていいように
なういっていいように 解答は

③ 3/10

1. 甲がVに電話し、本件×モ1と作成した可能性が高い。そこで、本件
×モの存在が、乙に×モの内容は、Vの電話での発言と一致する。

2. 甲、×モの存在が、Vに電話したことに伴って、乙の発言のうさ、乙の犯罪
への寄与が認められる。

(3) 他方、甲の供述によると、甲は乙がVについての情報で犯
行に使用通じを、乙について印字し証拠をみせられていると云、当該供述
と、Vの情報、犯行の通じを記載した本件×モ1を考慮すれば、甲と乙の共
謀のうさ、甲と乙の共謀関係が認められる。

3. おし本件×モ1が、乙の犯罪への寄与、甲の共謀関係が認められること
は「共謀」の事実を推認するものであり、自然的関連性があること、
証拠能力を有する。

(設問2) 2. 10/30

1. 本件×モ2は、甲の公判外供述と乙の供述とで、その内容が、乙が
指示したと云、つう乙の公判外供述が記載されている。

(2) 乙に、×モの内容は、本件×モ1と同様に、Vの物像と、犯行の方法とを
乙の甲に対する指示である。これを甲が、乙が甲に
文書し本件犯行侵入証拠を指示してあり、甲乙間の共謀を証明できる。

③ 乙に、×モは、① 公判外の甲の供述で、② その内容が、乙の甲
に文書した指示の存在と内容とを証明する。使用証拠である。

乙に、乙が、被告人以外の者が作成したと云、321号1項3号の使用証拠
の要件が認められる。

(1) 甲、321号1項3号は、被告人以外の者が供述不能とある状態を例

⑤.2

⑥.1/2 ⑦.1/7

を列挙しているものと解ておくと、本件で甲、乙との交渉につき、

絶対証言がないといふので、証人以外の者にある乙の供述をその

ゆゑから、乙は供述不能にある。

(2) 乙は、甲と乙の交渉内容を証言が本件×乙以外を以て、かつ甲

の証言と翻付で認められ、×乙は不可とてする。⑧.0, ⑨.2

⑩. ×乙は、甲で発見した、かつ、~~機~~絶対証言した机の引出しに
付属してあると、甲は、誰にも見せまいが所へ付属してある。Pは左

い裏面×乙に記していたことが疑うべきである。かゝる証人も見せまいが所へ

また、自覚でもあつた内容と×乙に記している。

また、自覚でもあつた内容の内容の×乙に付属するべきである。

また、また、特信師見かみとある。

⑪.0 ⑫.2/7

⑬. 以上を、本件×乙は、321条1項3号の従属例外として、証拠能力
を有する。⑬.1

以上

第

問

第 1 設問 1 について

8/25

1. 司法警察官による差押え

司法警察官は、犯罪の捜査をするに必要であると認め、令状により差押えをすることが出来る。(刑事訴訟法(以下、略)218条1項)。(1)

2. 下程部①の差押えは、令状による差押えとして適法か。

(1) 本件捜索差押許可状(以下、「本件令状」)記載の差押対象物には、本件に関係ありと懸念される名刺が含まれている。被疑者甲の供述によると、本件住居侵入強盗で甲がVヘラ奪った500万円は、乙に手渡されている。この背後には、丙組があり、乙はその幹部に犯行で得た金の一部を貢いでいることから、本件住居侵入強盗についても、丙組の幹部が、共犯者として関与している疑いがある。したがって、甲乙と丙組の関係について立証の必要がある。本件令状において捜索すべき場所とされたAビル21号室は、乙名義で賃借されており、甲の供述によると、甲乙の3人として使用されている。同室には、甲と乙のみが出入りしていることから、同室で差押えられた丙組の幹部丁の名刺1枚は、甲・乙と丙組幹部との間に本件住居侵入強盗の共謀を示証する物証の一つである。したがって、①で差押えられた名刺1枚は、本件に関係ありと懸念される名刺にあたる。

② 5/9

採点状況 不答

(2) ①の差押えは、犯罪の捜査をするに必要であると認め。

名刺は、その性質上小型で、材質も切断や焼却しやすいものであるため、破案隠匿が容易である。そして本件被疑者から乙は未だ身柄拘束されておらず、他の被疑者は人物の特定に至っていない。したがって、①で差押えられた名刺1枚は、破案隠匿される可能性が高い。

1/6

53/100

（第 1 問）

ため、差押えの必要があった。

(3) よって、①の差押えは、令状による差押えとして適法である。② 1

3. 下線部②の差押えは、令状による差押えとして適法である。③ 15/20

11 ②で差押えられた USB メモリ 合計 2 本は、本件令状記載の「本件に関係ありと思料される電磁的記録媒体」にあたるか。④ 2

3. 219 条が令状の記載により目的物の特定を求めた趣旨は、無差別的な捜索・差押えによる不当な人権侵害を防止する点にある。したがって、差し押えようとする物件と被疑事実の関連性を確認すべきであり、包括的差押えは許されない。⑤ 2

12 したがって例外的に、⑥ ①の令状により差し押えようとする電磁的記録物の中に被疑事実に関連する情報が記録されている蓋然性が認められている場合において、⑦ ④のような情報が記録されているとそこで確認していたのでは記録された情報を損壊される危険があるといふ内容を確認することなしに当該電磁的記録物を差し押えることも、捜索の実効性確保のため、許される。⑧ 4

16 イ. P は、USB メモリ 2 本を、その内容をその場で確認することなく差し押えた。しかし、本件住居侵入強盗の予口から、被疑者らは、事前に被害者の氏名及び電話番号を把握していることがわかる。被疑者甲の供述によると、これらの情報は、甲、乙のジットである A ビル 21 号室にある USB メモリに保存されている。同室には、甲、乙以外の者の出入りはないことなど、同室で発見された USB メモリ 2 本には、被害者の氏名、電話番号の A、B 各 2 名データが保存されている蓋然性が高い。(ii 充足)

23 甲の供述によると USB メモリには「~~パスワード~~」のみが知ら

パスワードが掛けられており、一度でも間違えたパスワードを入力すると、保存データが初期化され、消失してしまう。差押えの現場で、これはUSBメモリのパスワードは全て「2222」という特定の数字である供述のため、これは、甲の供述と食い違っており、虚偽のパスワードである可能性が高い。したがって、乙の供述に依りパスワードを入力すると、データが初期化され、情報が損壊される危険がある(四六九)。

ウ。よって、本件USBメモリ2本は、その場で中身を確認せずとも、本件に関連ありと思料される電磁的記録媒体にある。

(2) 本件USBメモリ2本を差押える必要はあるか。

USBメモリは、小型で、一度破壊されるとデータの修復が困難なため、毀棄隠匿が容易である。また、本件被疑者のうちは本件身柄拘束されておらず、他の被疑者は、人物の特定に至っていないため、毀棄隠匿のおそれが高い。したがって、本件USBメモリ2本の差押えの必要はある。

(3) よって、②の差押えは、令状による差押えといふ適法である。

第2 設問2

1. 伝聞法則

伝聞証拠は、原則として証拠能力が認められない。(320条1項、伝聞法則)。供述証拠は、知覚・記憶・叙述の過程を経て公判廷に提出されると、その各過程には誤りや入りが生ずる。伝聞証拠は、公判廷における供述と異なり、偽証罪の警告、供述態度の観察、反対尋問といった方法で信用性を検証することができないため、これを認めることは、明らかに誤りや入りが生ずるのである。したがって、公判廷外の供述と内容

とする公判廷における供述又は書面²¹。供述内容の真実性を立証するに
め²²に証拠²³として提出されるものをいう。供述内容の真実性²⁴の問題とな
るかどうかは、専証事実との関係で判断する。^{① 8}

例外的に、321条ないし328条に該当する伝聞証拠には、証拠能力
が認められる(320条1項、伝聞証拠の例外)。これは、反対尋問に付
ける信用性の状況の保障及び証拠の必要性²⁵の類型的高い
ためである。

2. 小問(1)について

(1) 本件メモ1は、公判外のその供述を内容とする公判廷における書面
である。Qは、本件メモ1を「甲乙間における本件住居侵入強盗に関
する共謀の存在」を立証趣旨に証拠調べ請求をした。同趣旨を
本件メモ1の専証事実として検討すると、本件メモ1には、甲が500万円を奪
ったVの氏名、住所、生年月日、家族構成及びその関係、S銀行に2000万
の預金があり、甲が台所の食器棚にタンス預金500万円があること²⁶と
して、Vの顔面に催涙スプレーを吹き付け、持っていたロープでVの身体を
縛り、ガムテープでVの口を塞ぐという甲の犯行態様と一致する内容を記載
されていた。そして、本件メモ1は、甲、乙のみが出入りする3ジトで発見され、
同メモ1が作成されたの²⁷、V方に男から電話が掛かり、Vが男にメモ1の
内容を同様の²⁸ことを伝えた。令和2年8月4日午前9時30分と、甲が3ジトを
訪ねた²⁹同日午前10時20分の間、同日午前10時20分であることが、
本件メモ1は、乙が甲に犯行指示するために作成されたメモ1であることが
推認できる。^{② 25}

したがって、本件メモ1は、供述内容の真実性の問題にはならないため、

第 1 問

伝聞証拠にあたらぬ。

要証事実は何であらうか

(2) 本件メモ1の1行目から5行目は、公判廷外でのVの供述を内容とする公判廷における書面である。本件メモ1の要証事実との関係で、Vの供述は、過去の体験供述にあたらぬため、知覚・記憶・叙述の過程は問題とならぬ。したがって、Vの供述は、伝聞証拠にあたらぬ。

(3) よって、本件メモ1に証拠能力は認められる。

3. 小問2について 20/30

(1) 本件メモ2は、公判廷外での甲の供述を内容とする書面である。Qは、本件メモ2を「甲と間における本件住居侵入強盗に関する共謀の存在」を立証趣旨として証拠請求した。同趣旨を本件メモ2の要証事実として考えると、本件メモ2における甲の供述内容の真実性が問題となる。したがって、本件メモ2は、伝聞証拠にあたる。③ 2 ① 6

(2) 本件メモ2は、甲の供述書にあたるため、① 甲が供述不能であり、② 当該供述が犯罪事実の存否の立証に不可欠なもの、③ 特信状況において十分な供述がなければ、証拠能力は認められない(321条1項3号)。

3. 321条1項3号において挙げられた供述不能事由は例示列举で、これらに匹敵する事由で供述不能となった場合も、同号が適用される。証人が証言拒絶する場合、証人の供述態度や証言拒絶の理由等に照らして、証言拒絶の意思が固く、期日を改めたり、尋問場所や方法に配慮するなど証言を得るための手を尽くしても、証人が翻意して証言する且通しが低く認められるときは、供述不能にあたる。⑥ 2

本件で甲は、捜査段階から一貫して、自身に死傷が及ぶことを理由としてや内組との共犯関係に関する供述を拒否している。証人尋問において

77/7

甲と乙及び甲と傍聴人の双方の間には適当な措置を講じた。乙の共謀に関する一切の証言を拒絶した。したがって、これ以上甲の手を尽くしても、甲が翻言する見込みは無いため、甲は供述不能にあるといえる(①充足)。

1. 甲及び乙は、互いの共犯関係について捜査段階から一貫して供述を拒否しており、物証も本件メモ2以外存在しないことより、本件メモ2は甲と乙の共犯関係という犯罪事実の存在の立証に不可欠なものである(②充足)。

(8) 0 (9) 2

ウ. 本件メモ2は、甲使用の手帳の令和2年8月4日のページの部分に採集されたため、同日に作成されたものと推認されること。同日は本件犯行が行われた当日である。同手帳は、一人暮らしの甲が机の施錠に引き出し内であったことより、本件メモ2が他者に閲覧されることは予定されなかったと推認される。また、本件メモ2は、いさどころ通常漢字で記載される文字が平仮名で書かれているため、甲は同メモを乙から、犯行計画について説明した際に備忘録という意味で記入した可能性が高い。これら本件メモ2が作成・保管されたと思われる場合は、本件メモ2に虚偽の内容が記載されるようなものはなかった。したがって、甲の供述は、特信状況においてなされたものである。(③充足)。

(10) 0 (11) 3/7

(3) よって、本件メモ2は 221条1項3号の要件を充足し、証拠能力が認められる。

(12) 1

以上

第

問

41/100

第2問

設問1

1 下衆部①の差押えの適法性

7/25

H県警察司法警察官らは①「捜索すべき場所」と「H県I市N町2丁目3番4号Aビル21号室」、②「差し押さえる物」を「被害者と認められる現金、本件に関係ありと懸念される名刺、マニュアル、XE、名刺、パーソナルコンピュータ及びその付属機器類、電磁的記録媒体、携帯電話機及び付属の充電器」とする捜索差押許可状に基づき、③（刑事訴訟法（以下、法名略）222条1項、99条1項）、④（刑事訴訟法（以下、法名略）222条1項、99条1項）、⑤（刑事訴訟法（以下、法名略）222条1項、99条1項）の両組の幹部Dの名刺1枚（「両組 菅野T」と印刷されたもの）を差し押さえており、「必要がある」といえるが、根拠事実との関連性が問題となる。

9/2

本件被疑事件は、甲、乙及び他名不詳者と共謀の上、桂Vに於ける本件住居侵入強盗に及んだとされている。

しかし、単なる名刺は、根拠事実との関連性がないと思われる。

6/1

しかし、甲は、この指図で今回の強盗を行い、乙の背後には、警察と密接な捜査に一切協力しない指定暴力団である反社会的集団である両組がいる。乙は、その幹部に、犯罪で偉大な金の一歩を賣っている。警察に供述している。この供述は、両組の幹部と乙が、本件住居侵入強盗について意思疎通をしておき、両組の幹部が本件犯行の計画を助けており、正犯意思を相互に授け合っている。この意思疎通等を重く評価すべきであり、乙が現在行っている(1)において、(2)「名刺」は、

9/3/9

問

2

第2問

と述べており、差し押さえ前の開鎖性の有無をめぐり、真実
発見を促す合理的な理由が密約に存在していた。

そして、差し押さえ後、黒色VSメモリには、8桁のパスワード
によるロックが掛かっており、これを解除すると、Vの所有者が秘密情報
の開示を認めざるを得ることが判明している。

一方、差し押さえ後の白色VSメモリは、未使用で、開鎖性が
ないことが判明し、直ちにこれを返付している。

したがって、②も、適法である。

設問2

1 設問1 本件メモリにて、この録入は、不問(320条)にて行われるが、
本件メモリは、伝聞証拠(320条1項)に該当し、証拠能力
が認められないのではないかという主張がある。

320条1項で、伝聞証拠の証拠能力を原則として認めな
い趣旨は、供述証拠は、知覚・記憶・表現・叙述の各過
程に誤りが混入しやすく、反対尋問(憲法38条2項)等によ
って、テストする必要があるからである。

したがって、伝聞証拠とは、要証事実の附帯で、使叙証
拠の内容の真実性が問題となるものをいう。

本件メモリにて、要証事実、検査官の立証趣旨を正確
に伝へる証拠価値を有するから、判断する。

本件において、H地方検査官検査官及びHの立証趣旨
甲乙間において本件住居侵入致害事件に関する供述が存在
することであるので、要証事実は、甲乙間における本件住居侵

第2問

入強盗罪の共謀の存在であると考える

本件メモ1は、乙作成のものであると認められ、乙が自身作成の犯行計画メモやVCR脚本と対比し、乙が作成のメモであることが認められる。本件メモ1の真偽が問題となるのではなく、~~作成された~~このメモが乙のアリトで提示され、乙作成のメモであると認められ、要は事実を推定させる材料となる。したがって、本件メモ1には証拠能力は認められる。

2 小問2 乙が被告人が不問(323条)により、~~伝聞証拠(320条)の例~~

(1) 伝聞証拠の適格性 (320条1項)

本件メモ1は、甲作成のものであり、甲の供述書で述べられて、被告の供述書からは、甲乙間において本件侵害侵入強盗に関する言及が存在するとしており、他に伝聞は認められない。したがって、乙が指示したと認められる本件メモ2の内容の真偽が問題となるので、伝聞証拠に当たり、原則として伝聞証拠としては認められない。

(2) 伝聞例外

(ア) 323条3号に当たるか。

「特に信用性ある状況の下に作成された書面」(ロ)とは、

同条1号及び2号と同等の信用性が担保されたものである。本件メモ1は、机の脇に置かれた引き出し内にあった甲使用の手帳の全248月4日のページの一部に挟んであったと認められ、偽造等のおそれはないと認められる。

40/100

第1. 設問1 8/25

1. 搜索差押入の令状発付要件は①搜索差押入の理由
②搜索差押入の必要である。①は、被疑者が罪を犯した
と思料すること(刑事訴訟法規則156条。(以下規則))を指し、②
は被処分者の不利益を基準に判断する。

本件では、令和2年8月5日午前9時23分H県M警察署
に任意同行した甲が、本件住居侵入強盗について乙の指示
で行った旨述べている。したがって、乙が罪を犯したものと考えら
れるから、被疑者が罪を犯したと思料すること(①充足)。

また、甲の供述によると、乙宅は本件住居侵入強盗の拠点
となっており、USBメモリを隠し持っている重要証拠があると考えら
れるから、乙の被るプライバシー権(憲法13条)の侵害を考慮して
なお搜索差押入の必要は認められる(②充足)。

よって、搜索差押入令状発付の要件は充たされている。

2. 乙は、~~搜索~~差押入の対象に問題はない。

差押入の対象は、「証拠物と思料するもの」(刑事訴訟法(以下略)222条1項、99条1項)であり、これは①令状
に記載された、差押許可物件としての物件の類型に文面上
該当していること、②被疑者乙との関連性がある
という物件であることが必要である。

(1) ~~①は充足~~ ①本件名刺について

本件令状の差押入許可物件は、「本件に関係ありと思料
される...名刺」となっており、「西田若頭」と印刷

③ 2

④ 2

第

問

1 本件名刺は、物件の類型に~~上~~に~~文~~面上該当している(①
2 充足)。また、甲は、その供述において、「この前後には、警察と
3 商対し、...丙組がいて、乙は、その幹部に、執行で得た金の一部
4 を貢いでいる」と供述している。この供述は、「丙組」が
5 本件住居侵入強盗と関係していることを示すが、「丙組若頭了」
6 と記載した名刺は、被疑事実との関連性を持っている物件
7 であるとみる(②充足)。したがって、本件名刺を差押えした
8 ことは、令状で認められた範囲内の物件の差押えであるから、適法
9 である。

10 (2) ② 本件 USBメモリについては、

11 ~~それは本件USBメモリの中身を調べると、包括的に差押え~~
12 ~~をしている。~~

13 本件令状の差押え許可物件は、「...電磁的記録媒
14 体」であり、USBメモリは、物件の類型に~~上~~に~~文~~面上該当している
15 (①充足)。

16 ②については、差押え当時、USBメモリ全体が被疑事実と~~関~~連に
17 物件であると見た(②)。PはUSBメモリの中身を調べると
18 包括的に差押えをしていることから、関連性を調べるに連
19 えをしたと考えられ、問題である。

20 この点、USBメモリは~~は~~電磁的記録媒体は、一見はその
21 内容が判別できず、可視性・可読性を持たない。また、簡単な
22 操作でおこなう破壊行為により、その証拠隠滅が容易に
23 ある。これらの性質を踏まえれば、関連性をその場で確認

③ 4

⑤ $\frac{7}{9}$

6/

10/25

① 要証事実の内容は ~~決まる~~ ① 6/8

第 問

1 知覚・記憶・叙述の過程があり、そこに誤りが入るおそれがある
2 ため、公判廷における反対尋問等の機会を確保
3 する点にある。したがって、伝聞証拠とは、公判廷外の供述を内
4 容とする供述証拠で、その内容の真実性を立証に用いる
5 ためのものをいう。伝聞証拠に当てはまる場合は、当該証拠
6 の証拠能力は、認められない。(1) 本件Xモ1について
7 本件では、本件Xモ1の内容は、Vの家族構成、資産の所在、
8 犯行に必要の道具、犯行方法である。一方、Qは予子
9 本件Xモ1の立証趣意は、甲乙間において、本件住居侵入強盗
10 に関する共謀が存在することである。この立証趣意との
11 関係では、Xモ1の内容の真実性は問題とならず、Xモ1の存在
12 自体が証拠となるから、本件Xモ1は、伝聞証拠
13 の定義に当てはまらず、非伝聞証拠となる。(なぜ??)
14 したがって、本件Xモ1の証拠能力は認められる。
15 (2) 本件Xモ2について 6/30
16 本件では、本件Xモ2の内容は、本件Xモ1と違い、「乙が
17 指示したところ」という文言が加わっている。Qの立証趣意
18 が甲乙間において本件住居侵入強盗に関する共謀が存在する
19 ことである。この立証趣意との関係では、本件Xモ2
20 の記載内容である「乙から指示されたところ」の真実性が問題
21 となるから、Xモ2の記載内容の真実性を立証に用いると考えら
22 れる。したがって、伝聞証拠の定義に当てはまり、証拠
23 能力が認められない。

公判廷では422に付する

1 かつ、①伝聞証拠を証拠として用いる必要があり、②証拠
2 の信用性についての情況的保障がなければ、伝聞例外(4)
3 321条以下)として証拠能力が認められる。1/2

4 では、本件Xも2は、321条1項2号の要件を満たすか。

5 甲が、任意同行時に、乙の共謀を認めていたにも
6 関わらず、公判廷では、証言を拒絶して22から、問題
7 とする。

8 また、証言拒絶は、「供述するにがてら」と
9 当たるか。2の点、321条1項2号の列挙事由は単子
10 は供述の困難性が高い場面を単に列挙したものに留まり、

11 その意味は単子例外の範囲と考える。そこで、証言拒絶(5)
12 の場合も、「証言供述するにがてら」として22に
13 と解する。したがって、本件Xも2を証拠として用いる必要
14 性が認められ(①充足)。1/2

15 次に、321条1項2号前段について、後段と同様に、

16 相対的相信情況が、必要の問題とする。(2)、

17 不要と解するにすぎない。文意上、不要と解に付する。

18 したがって、本件Xも2は伝聞例外に当たらないから、証拠能力
19 がないと認められる。
20
21
22
23

(
第
問
)